

農業委員の紹介

(上段：議席番号、通算任期 下段：氏名、住所、電話番号)

1番 (1期)  のづき ひろゆき 野月 弘行 洞内字向29-1 ☎2434	2番 (1期)  おだ まさき 小田 正喜 大沢田字堤沢71-1 ☎2431	3番 (1期)  そとやま やすひと 外山 康仁 奥瀬字生内75 ☎2276	4番 (1期)  おがさわら かずお 小笠原 和男 稲生町16-42 ☎8146	5番 (2期)  みのわ のぶただ 箕輪 展忠 相坂字高見68-3 ☎8384	6番 (2期)  たけうら としひろ 竹浦 寿広 相坂字長漕43-2 ☎2975	7番 (3期)  のがき さち子 野崎 さち子 米田字一本松140-1 ☎3737
8番 (4期)  なかのわたり みのる 中野渡 稔 東十四番町17-28 ☎2211	9番 (5期)  きたかみ みのる 北上 稔 三本木字野崎124-1 ☎1344	10番 (5期)  こくぶん ひろし 國分 弘志 藤島字藤島5 ☎2126	11番 (6期)  こうだ みのる 甲田 稔 大沢田字天下内11 ☎3648	12番 (6期)  とよかわ ひろと 豊川 洋人 切田字印63 ☎1320	13番 (6期)  おがわ せいこう 小川 正孝 沢田字三日市26 ☎2540	14番 (6期)  あらやしき こと 新屋敷 より子 沢田字新屋敷30 ☎2124
15番 (7期)  すぎやま ひであき 杉山 秀明 赤沼字上川原30 ☎1712	16番 (10期)  なかの ひとし 中野 均 洞内字家ノ向2 ☎2608	17番 (11期)  まいた かずゆき 米田 一典 深持字南平8 ☎6959	18番 (14期)  やまざき せいいち 山崎 誠一 元町西二丁目6-40 ☎5690	19番 (8期)  かしわ けんたろう 力石 堅太郎 滝沢字館12 ☎3677		

農地利用最適化推進委員の紹介

(上段：担当区域名 下段：氏名、住所、電話番号)

旧十和田湖町地区  いらやま ゆうじろう 白山 雄治郎 法量字尻貝下31-10 ☎2672	旧十和田湖町地区  なかやしき てつお 中屋敷 鉄男 沢田字下洗28-1 ☎2262	三本木地区  せきかわ あきら 関川 明 東二十四番町24-27 ☎6622	三本木地区  やまはた としゆき 山端 敏行 八斗沢字家ノ下639-1 ☎23671	四和地区  ねぎし はじめ 根岸 始 大不動字上明戸6 ☎2747	深持地区  しもくぼ こと 下久保 トキ子 深持字森14-2 ☎2736	切田地区  わかさわ ひろゆき 若沢 弘幸 切田字泥ノ木58-1 ☎20230
切田地区  なかがわ しょうごう 中川原 彰造 三本木字中振60 ☎2147	大深内地区  くどう たけひこ 工藤 武彦 大沢田字北野234 ☎2051	大深内地区  たちがき かずとし 立崎 和寿 立崎字立崎54-4 ☎3525	伝法寺地区  おがわら あきひろ 小笠原 秋彦 伝法寺字泉田55-3 ☎3353	東部地区  やまはた まこと 山端 至誠 大沢田字牛鍵109 ☎3575	藤坂地区  まつだ たくし 松田 賢志 相坂字小林282-2 ☎2512	六日町地区  たけがはら たけお 竹ヶ原 竹夫 相坂字高見201-1 ☎6285

のうぎょうと農業委員会 第31号

編集 十和田市農業委員会 ☎516740



農業委員辞令交付式の様子

新体制がスタートしました

平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行され、新体制へ向けた準備を進めてきました。
6月の市議会でも同意された19名が、7月20日付けで市長から農業委員に任命されました。

引き続き開催された総会において、会長と同職務代理者が農業委員の互選により選出されました。

会長 力石 堅太郎
会長職務代理者 小川 正孝

また、新設の農地利用最適化推進委員は、14名を委嘱しました。

任期については、いずれの委員も平成32年7月19日までとなります。

会長就任のあいさつ



会長 力石 堅太郎

新しい農業委員会制度の下で、市長から農業委員に任命されました。また、会長という職務を仰せつかり身の引き張って参る所存であります。さて、わが国の農業は、農業者の高齢化や担い手不足、それに伴う農地の遊休化など多くの課題を抱え厳しい状況下におかれています。そのような中で、このたびの改正農業委員会法が施行されました。

担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消について、農業委員と緊密に連携して推進していくことを目的として、新しく農地利用最適化推進委員を設置しました。十和田市においては10担当区域を定め、14名を委嘱しました。これからの活躍に、大いに期待しているところでございます。

農業委員会は、農業の持続的発展と農村の振興を図るため、地域農業者の世話役であることを自覚し、今まで以上に活動を推進してまいります。十和田市の農業を次世代に繋げていくためにも、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して活動してまいりたいと思っております。農家の皆様の間で以上のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

今回の改正で「農地利用最適化」

今回の農業委員会法の改正で必須業務となった「農地利用最適化」についての具体的な取り組みは次の3つです。

- ① 担い手への農地の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

これらについては、「目に見える成果」を上げることが求められています。農業委員は、総会などに出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主となり、担当区域における現場活動に特化する農地利用最適化推進委員と情報共有しながら緊密に連携していくことが重要となります。